

事後評価シート

主管課・室長：浄化槽推進室長

施策名	- 6 - (6) 合併処理浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進																																				
施策の概要	<p>健全な水環境保全のため、河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策の推進が求められている。し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、排出源でこれらの汚水を処理し環境保全上効果的であるだけでなく短期間にかつ容易に設置できる等の特長を有している。汚水処理施設の整備については、下水道、農業集落排水施設などの集合処理の方法もあるが、地域に応じた効率的整備を行うことが重要である。合併処理浄化槽は管渠が不要であるため人口散在地域において効率的な設備である。</p> <p>環境省では、個人設置者に助成を行う市町村に対する国庫補助事業である合併処理浄化槽設置整備事業を昭和62年度より実施し、市町村が設置主体となって整備・運営を行う特定地域生活排水処理事業に対する国庫補助事業を平成6年度より実施している。</p>																																				
目標及び指標 (参考指標)	合併処理浄化槽の整備により、河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水環境を確保する。																																				
目標の達成状況	<p>平成12年度末現在、合併処理浄化槽による汚水処理施設整備率は、7.2%に上昇している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>汚水処理施設整備率</th> <th>浄化槽整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>61.8%</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>64.1%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>66.3%</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>68.9%</td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>71.4%</td> <td>7.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成13年度には合併処理浄化槽に取り組む市町村数は2300を越えている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>合併処理浄化 設置事業実施</th> <th>特定地域生活 排水処理事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>2,035</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>2,132</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>2,188</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,265</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>2,314</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table>		汚水処理施設整備率	浄化槽整備率	平成8年度	61.8%	5.7%	平成9年度	64.1%	6.0%	平成10年度	66.3%	6.4%	平成11年度	68.9%	6.9%	平成12年度	71.4%	7.2%		合併処理浄化 設置事業実施	特定地域生活 排水処理事業	平成10年度	2,035	25	平成10年度	2,132	38	平成11年度	2,188	47	平成12年度	2,265	56	平成13年度	2,314	81
	汚水処理施設整備率	浄化槽整備率																																			
平成8年度	61.8%	5.7%																																			
平成9年度	64.1%	6.0%																																			
平成10年度	66.3%	6.4%																																			
平成11年度	68.9%	6.9%																																			
平成12年度	71.4%	7.2%																																			
	合併処理浄化 設置事業実施	特定地域生活 排水処理事業																																			
平成10年度	2,035	25																																			
平成10年度	2,132	38																																			
平成11年度	2,188	47																																			
平成12年度	2,265	56																																			
平成13年度	2,314	81																																			

また、新設浄化槽に占める合併処理浄化槽の割合は、平成12年度末で81.7%となっており、平成13年4月より改正浄化槽法が施行され、単独処理浄化槽の新設が原則的に禁止されている。

	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合 計
	設置基数	設置基数	設置基数
平成8年度	161,838 (37.8%)	265,872 (62.2%)	427,710 (100.0%)
平成9年度	140,090 (41.0%)	201,306 (59.0%)	341,396 (100.0%)
平成10年度	152,970 (48.7%)	160,943 (51.3%)	313,913 (100.0%)
平成11年度	199,019 (65.8%)	103,361 (34.2%)	302,380 (100.0%)
平成12年度	223,369 (81.7%)	49,944 (18.3%)	273,313 (100.0%)

(資料：浄化槽行政組織等調査結果より)

評 価

平成12年度末の汚水処理施設整備率は全体で71%であり、合併処理浄化槽による汚水処理施設整備率は7.2%となっており、前年度より上昇している。合併処理浄化槽の整備事業に取り組む市町村数も年々増加している。

合併処理浄化槽は、比較的安価で費用対効果が大きく、しかも短時間で設置ができるため、水質改善効果が速やかに発揮する。また、排出源で処理を行うので河川の流量が維持され自然が保全される。

今 後
の
課 題

今後は、汚水処理施設の整備の中心が大都市地域から中小市町村に移行している現状から、下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽のシステムの特長、効果、経済性等を十分配慮し、地域の特性にあった整備を促進させる。

特に、市町村が運営主体となって実施する特定地域生活排水処理事業の進捗を図る。

政策効果
把握の
手法及び
関連資料

- ・ 汚水処理施設整備率及び浄化槽整備率
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業実施市町村数
- ・ 合併処理浄化槽の新設の設置率

添付資料
(別紙)

事務事業評価シート

施策名	- 6 - (6) 合併処理浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．合併処理浄化槽設置整備事業の実施	本事業の実施により汚水処理施設整備率は、毎年上昇しており、当該事業は、人口散在地域における生活排水対策の一層の推進に効果的である。	合併処理浄化槽設置整備事業 13年度予算額 15,712百万円
イ．特定地域生活排水処理事業の実施	上記の効果に加え、本事業は、市町村が合併処理浄化槽を整備し、維持管理を行うもので、合併処理浄化槽の面的な整備が進み、維持管理面も含め生活排水対策に一層効果的である。	特定地域生活排水処理事業 13年度予算額 1,688百万円
ウ．合併処理浄化槽の普及啓発	当該事業の実施により、合併処理浄化槽の設置及び適正管理の推進を図っており、当該事業は生活排水対策を進める上での合併処理浄化槽整備に効果的である。	浄化槽指導普及事業費 13年度予算額 36百万円